

農業委員会で花植活動を実施しています



小川地区農業委員が栽培したヒマワリ

農業委員会では、本年度から農地の遊休化（耕作放棄）防止の一環として、遊休農地への花植活動を実施します。この活動は、宇城市の5地区で1ヶ所ずつ、500㎡～3000㎡の遊休農地を借り受け、各地区の農業委員が、「農地を荒らさないでほしい」との願いを込めて、雑草の刈り取りや耕起、花の種蒔きを行い、景観作物を育て遊休農地解消を呼びかけるものです。

今年からの取り組みですが、来年の春には菜の花などを楽しむことができると思います。ご期待ください。

【注意】

最近、農地を無断で造成したり、転用（農地以外で使うこと）したりする行為が見受けられます。農地を農地以外の目的で使用するためには許可（農地の転用許可）が必要です。無断で行うことは違法行為です。ご注意ください。

☎ 農業委員会 ☎ 32-1341

国の助成事業

『地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業』について

担い手の皆さんが個別経営であっても、農業用機械・施設の導入や土地基盤の整備を行う場合に、投資した費用の一部を助成する国の助成事業の受け付けを行います。



- (1) 対象者：認定農業者又は認定志向農業者、集落営農組織（要件あり）もしくはこれらが組織する団体となります。
- (2) 助成内容等：①農業用機械・施設の導入等に係る融資残の自己負担部分について助成します。
②助成は担い手の経営改善目標（経営体ポイント）に応じた助成率5-30%の範囲内となります。
③農業近代化資金・スーパーL資金等の経営改善を目的とする農業制度資金や、その他法律等に基づき貸付が行われる資金が対象となります。
④取得価格が50万円以上で、かつ、耐用年数が5年以上のものが対象となります。
⑤総事業費に占める金融機関からの借入額の割合（融資率）が5割を超えるものが対象となります。
- (3) 申し込み：市役所本所農政課または各支所に準備している申請書（経営体調査）を、平成20年1月15日（火）【期日厳守】までにご提出ください。

※お問い合わせは、市役所各窓口までお願いします。

宇城市役所農政課 ☎ 32-1641（直通） ☎ 32-1111（代表） 内線 1196・1197
 三角支所産業課 ☎ 53-1111 内線 2133
 小川支所産業課 ☎ 43-1111 内線 4131
 豊野支所産業課 ☎ 45-2111 内線 5151
 不知火支所総合窓口課 ☎ 33-1111 内線 3111

税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置

税源移譲に伴う税制改正では、ほとんどの人は所得税が減り、そのぶん住民税が増えます。しかし、退職などの特別な理由により、平成19年中の所得が大きく下がり、平成19年分の所得税がかからない場合は、税源移譲による負担減の影響は受けられない一方、平成19年度分の住民税は税源移譲による負担増の影響を受けることになります。このように、平成18年の所得と平成19年の所得変動に伴う負担増を調整するため、経過措置が創設されます。



税源移譲

| | |
|------|--|
| 対象者 | 【1】と【2】を両方とも満たす人 【1】平成19年度住民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く）> 所得税と の人的控除額の差の合計額 【2】平成20年度住民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む）≤ 所得税と の人的控除額の差の合計額 |
| 計算方法 | 平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。 【注：合計課税所得とは所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額】 |
| 申告 | 対象者は、平成20年7月1日から平成20年7月31日までの間に、平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村に申告する必要があります。 |

平成19年度分の市県民税についてのみ適用されます。

老年者の非課税措置の廃止に伴う経過措置の終了

平成17年1月1日現在において65歳以上（昭和15年1月2日以前生まれ）の人で、前年の合計所得が125万円以下の人は、個人住民税は非課税とされてきました。平成18年度からこの老年者に対する非課税措置の廃止に伴う経過措置が設けられていましたが、平成20年度からは、全額課税となります。

